

事 務 連 絡
平成 24 年 2 月 29 日

別記 各関係団体 御中

厚生労働省健康局総務課
厚生労働省保険局総務課

平成 24 年度における特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて

特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

電磁的方法により作成された特定健診等に関する記録の取扱いについては、「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成 20 年 3 月 28 日 健発第 0328028 号 保発第 0328007 号。）」でお示ししております。

この特定健診等に関する記録の取扱いについては、昨年 10 月 13 日に開催された「第 5 回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、別紙 1 のとおり、平成 24 年度における取扱いについての方針を公表したところです。

これを踏まえ、平成 24 年度から日常の臨床においてヘモグロビン A1c 検査が実施された場合の結果については、原則として、従来から使用していた JDS 値と国際的な認証を受けた NGSP 値（従来の JDS 値に基づき、 $NGSP = 1.02 \times JDS + 0.25$ で表される値）が併記されることとなる予定です（注 1）。

当該年度における特定健診等に関する記録については、従来どおり JDS 値を用いることとしますが、具体的な取扱いを下記のとおりとしますので、御了知の上、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

（注 1）ヘモグロビン A1c 検査の検査値の表記を国際標準値へ移行することについては、昨年に開催された「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」第 2 回、第 3 回、第 5 回及び第 6 回会合において議論がなされておりますので、経緯等についてはこちらをご参照下さい。

（ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000amvy.html>）

（注 2）日常臨床等における取扱いに関係学会等の発表については、別紙 2 のとおり、「平成 24 年度 4 月 1 日以降の HbA1c 国際標準化について」（平成 24 年 1 月 20 日 日本糖尿病学会、日本糖尿病協会、日本糖尿病対策推進会議）もご参照下さい。

記

1 特定健診等の実施を委託する場合において、当該受託者が電磁的方法により保険者に

対して提出すべき特定健診等に関する記録の内容となるヘモグロビン A1c 検査の表記は、従来どおり JDS 値とすること。

また、保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者（以下 1 において「受託者」という）がヘモグロビン A1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合においては、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告を表記する際についても、当事者間で特段の取り決めがないかぎり、JDS 値とすること。なお、この場合、受託者は登録衛生検査所等に対し、当該ヘモグロビン A1c 検査の再委託が特定健診等の実施のためのものであることを確認するとともに、必ず JDS 値による表記である旨を明示した報告を行うことを求めること。

2 労働安全衛生法に基づく健康診断（以下「事業主健診」という。）を事業主が行う場合であって、事業主健診の結果を特定健康診査に代えるときは、当該事業主が保険者に対して提出する事業主健診に関する記録の内容となるヘモグロビン A1c 検査の結果は、JDS 値による表記とし、必ず JDS 値による表記である旨を明示したものとすること。

したがって、この場合に、事業主から事業主健診の実施を委託するときにおいて、当該委託を受けた者（以下 2 において「受託者」という）が事業主に対して提出すべき事業主健診に関する記録の内容となるヘモグロビン A1c 検査の表記は、当事者間で特段の取り決めがないかぎり、JDS 値とすること。事業主から事業主健診について委託を受けた者がヘモグロビン A1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合においては、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告を表記する際についても、当事者間で特段の取り決めがないかぎり、JDS 値とすること。なお、これらの場合、事業主は受託者に対し、受託者は登録衛生検査所等に対し、それぞれ当該ヘモグロビン A1c 検査の委託又は再委託が特定健康診査の実施に代える事業主健診のためのものであることを確認するとともに、必ず JDS 値による表記である旨を明示した報告を行うことを求めること。

3 人間ドック健診等の特定健康診査以外の健康診断（以下「その他健診」という）について、保険者がその結果を特定健康診査に代える目的で行う場合においては上記 1 に、事業主がその結果を事業主健診として利用する場合で、その結果を保険者が特定健康診査に代えるときには上記 2 に、それぞれ準じた取扱いとすること。

なお、事業主等その他の保険者以外の主体がその他健診を実施した場合において、保険者が当該その他健診の結果を特定健康診査に代えるときは、その他健診の実施主体から保険者へ提出するその他健診に関する記録の内容となるヘモグロビン A1c 検査の表記についても、保険者が行う国への特定健康診査等の結果の報告についてのヘモグロビン A1c の表記が JDS 値で行うこととなっていることを踏まえ、適切に対応すること。